

消防の動き



2010
8
No.473

- 小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果
- 消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会の開催
- 消防団の充実強化についての検討会の開催
- 平成21年(1月～12月)における火災の状況(確定値)
- 災害時要援護者の避難支援対策の調査結果



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果… 4

特報2

消防隊員用個人防火装備のあり方に関する
検討会の開催…………… 6

特報3

消防団の充実強化についての検討会の開催…………… 7

平成22年8月号 No.473

巻頭言

「安全・安心・快適に暮らせる災害に強いまちづくり」を目指して（静岡市消防局長 寺尾 達夫）

Report

平成21年(1月～12月)における火災の状況(確定値)……………	8
災害時要援護者の避難支援対策の調査結果……………	10
聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会の開催……………	11
火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会の開催……………	12
泡消火設備の基準に関する検討会の開催……………	13
異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討会の開催……………	14
消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル作成検討会の開催……………	15

TOPICS

平成22年度「危険物安全週間」推進行事の実施結果……………	16
-------------------------------	----

住警器Now!

～第2回～ 賃貸住宅への住宅用火災警報器普及促進活動（千葉県千葉市）……………	17
---	----

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊航空部隊の更新機体の紹介……………	20
--------------------------	----

消防通信～北から南から

茨城県 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部「安心と豊かさを追求する稲敷広域」……………	22
--	----

消防通信～望楼

豊中市消防本部(大阪府)／大津市消防局(滋賀県)……………	23
湖南広域消防局(滋賀県)／相生市消防本部(兵庫県)	

消防大学校だより

救助科(第62期)……………	24
危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース(第6回)……………	25
消防研究センターにおける製品火災原因調査……………	26

広報資料(9月分)

9月9日は救急の日……………	27
防災品の普及について……………	28
事業所に対する消防団活動への理解と呼びかけ……………	29
原子力防災の取組等への理解の推進……………	30

INFORMATION

6月の主な通知／消防庁人事……………	31
--------------------	----



表紙
稲敷地方広域市町村圏
事務組合消防本部
高度救助隊
倒壊建物の下での
高度救助資機材を使用した
救急隊との連携訓練

「安全・安心・快適に暮らせる 災害に強いまちづくり」を目指して



静岡市消防局長 寺尾 達夫

静岡市は、商業都市として発展してきた旧静岡市と、国際港湾都市として発展してきた旧清水市が、平成15年4月に合併し、新たな静岡市が誕生しました。新「静岡市」は、商業・業務都市としての中枢管理機能と国際港湾都市としての国際物流機能を併せ持つこととなり、その拠点性や大都市性から、合併から2年後の平成17年4月に全国14番目の政令指定都市に移行し、新たな歩みを始めました。平成18年3月には蒲原町と、平成20年11月には由比町と、それぞれ合併(編入)し、現在に至っています。〔市域面積は1,411.82km²、人口72万6千人余、世帯数29万6千余〕

また、本市は、北に3,000mを超える高峰が連なる南アルプスから、南は日本最深の駿河湾に至る多様で多彩な自然環境を有しており、源流から河口までが域内に完結している一級河川・安倍川を始め、羽衣伝説の舞台でもある三保の松原や、富士山・南アルプス・駿河湾等を望む日本平など、美しい自然環境の宝庫でもあります。

さて、当消防局は、平成22年度の組織機構改正により、「消防防災局」を「消防局」に名称変更し、消防本部機能に特化させるとともに、専門性の向上と意思決定の迅速化を図るため、消防部を「消防部」(消防総務課、予防課、査察課)と「警防部」(警防課、救急課、指令課、航空課)に分け二部制とし、消防体制を強化しました。

防災部門は市長部局(経営管理局：危機管理部)へ移管し、地震や風水害などの自然災害や新型感染症を始め様々な危機に備え、市全体で対応する危機管理体制を整えることとしました。

本市では、「世界に輝く『静岡』の創造」をテーマとした第2次総合計画(平成22年度～26年度)が平成22年度からスタートし、世界の人々が憧れ、誰もが住みたくなり、訪れたくなる、都市づくりに取り組んでいきます。

この総合計画における政策の方針の一つとして「地震・水害などの災害に強いまちづくりの推進」が掲げられており、これを踏まえ、当消防局では、平成22年度の基本方針として、「消防救急広域化の推進」、「消防庁舎の整備促進」、「消防救急無線のデジタル化に向けての基本構想策定」などを重要施策とし、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいきます。

懸案の消防救急広域化につきましては、本市を含む近隣3市2町を圏域とし、本市への委託方式により広域化を図ることで関係市町との間で本年2月に合意されました。

これを受け、消防救急広域化に向けての全庁的な推進体制として「静岡市消防救急広域化推進本部」を6月に設置し、消防事務の委託に関する本市の方針を総合的に検討していくこととしています。

また、広域化に係る調査研究、消防の将来構想、消防救急広域化運営協議会の設置などに関して、関係市町が一体的に協議を進めていくために、「(仮称)静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会」を設置すべく準備を進めています。

一方、消防救急広域化を見据え、消防局庁舎(消防署と合築)の移転新築や高機能通信指令センターの構築、消防救急無線のデジタル化など、広域化に対応できる施設・設備の整備に向けて、その準備に着手したところでもあります。

今後も、市民の皆様から寄せられる期待に応えられるよう、「安全・安心・快適に暮らせる災害に強いまちづくり」を目指し、「天・地・人」を信条に、全職員一丸となって業務に取り組んでいきます。



小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果

予防課

1 はじめに

平成22年3月13日未明に北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおいて、在館者9人中死者7人、負傷者2人が生じるという火災が発生しました。

消防庁では類似の火災の発生を防止するために、全国の認知症高齢者グループホームを始めとする小規模社会福祉施設等における防火対策の実態について、関係省庁と連携し緊急調査を実施しましたので、その結果を紹介します。

2 札幌市認知症高齢者グループホーム火災の概要

(1) 発生日時等

発生時刻：平成22年3月13日 調査中
覚知時刻：平成22年3月13日 2時25分
鎮圧時刻：平成22年3月13日 4時04分
鎮火時刻：平成22年3月13日 6時03分

(2) 発生場所等

住 所：札幌市北区屯田4条2丁目6番4号
出火建物：グループホーム みらいとんでん
用 途：消防法施行令別表第一（6）項口
※ 認知症高齢者グループホーム（平成17年12月指定）

(3) 建物の概要

構造及び階数：木造 地上2階建て
延べ面積：248.43㎡
収容人員：13人

（従業員4（日中4、夜間1）、入所者9）

※ 火災時在館者数は9人（従業員1、入所者8）

消防用設備等：消火器、誘導灯

※ 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備は、平成21年4月1日施行の改正基準（平成19年政令第179号）により設置対象となっていたが、既存施設に係る経過措置期間中（平成24年3月31日まで）であり、未設置となっていたもの。

なお、住宅用火災警報器（非連動型）が一部の居室に設置。

防火管理の状況：防火管理者選任済み、消防計画未届

(4) 火災の状況

① 焼損程度

出火建物：全焼、焼損床面積約227㎡
延焼建物：部分焼1棟（西隣一般住宅）、焼損表面積約24㎡（外壁）

② 人的被害

死 者：7人（男性3人、女性4人、すべて入所者）



北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災

（写真提供：札幌市消防局）

※ 1階で5人、2階で2人発見。

負傷者：2人（重症：女性1人（従業員）、軽症：女性1人（入所者））

③ 消防隊の活動状況

消防隊27隊、活動人員104人

(5) 消防庁の対応

消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5人を現地に派遣。

3 小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査

消防庁では、火災発生当日の3月13日に、今後における類似の火災発生を防止するため、各都道府県、東京消防庁及び指定都市消防本部あて認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底を求める旨の通知（平成22年3月13日付け消防予第130号）を発出しました。

また、厚生労働省、国土交通省及び消防庁では、3月16日に3省庁合同による第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を開催し、今後の対応策について協議を行った結果、各省庁において緊急の実態調査を実施することとし、これを受けて消防庁においては、全国の認知症高齢者グループホームを始めとした小規模な社会福祉施設等の防火対策の実態について、緊急調査を行いました（平成22年3月18日付け消防予第131号）。

(1) 調査対象

① 主として自力避難の困難な者が入所する小規模社会福祉施設等で、延べ面積が1,000㎡未満のもの（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる防火対象物）



認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、障がい者ケアホーム（主として障がいの程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人短期入所施設、障がい者支援施設（主として障がいの程度が重い者を入所させるものに限る。）、知的障がい児施設等

表1 調査結果

調査対象	棟数	何らかの違反	違反率
①小規模社会福祉施設等	16,140	5,541	34.3%
うち認知症GH(A)	9,973	2,918	29.3%
うち認知症GH以外(B)	6,167	2,623	42.5%
②1000㎡以上の認知症GH	478	106	22.2%
(参考) 認知症GH全体(A+②)	10,451	3,024	28.9%

注) GH: グループホーム

② 上記①以外の認知症高齢者グループホームで延べ面積が1,000㎡以上のもの

(2) 主な違反状況

① 何らかの消防法令違反の認められた小規模社会福祉施設等

調査の結果、小規模な社会福祉施設等として報告された1万6,140棟のうち、34.3%に当たる5,541棟で何らかの消防法令違反が認められました。(表1)

② 主な違反内容

主な違反内容は、消防訓練の実施に係る違反が2,187棟(14.5%)、防災物品の使用に係る違反が2,033棟(12.6%)、消防計画の作成に係る違反が1,080棟(7.1%)となっており、主として防火管理等に係る事項での違反件数が多く認められました。(表2)

(3) 平成19年消防法施行令等改正に係る経過措置期間中における消防用設備等の設置状況

平成18年1月の長崎県大村市で発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、平成19年6月に消防法施行令が一部改正され、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準が強化され、既存の施設等については、消火器は平成22年4月1日まで、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備は平成24年3月31日までの間、経過措置が適用されることとなりました。

今回の調査では、小規模社会福祉施設等1万6,140棟のうち、スプリンクラー設備では9,105棟、自動火災報知設備では3,885棟、消防機関へ通報する火災報知設備では6,763棟が経過措置の適用を受けていました。(表3)

表2 小規模社会福祉施設等に係る消防法令違反の状況(主なものを抜粋)

主な調査項目	義務対象物数	違反数	違反率	
消防用設備等	消火器	16,140	188	1.2%
	屋内消火栓設備	714	30	4.2%
	誘導灯	15,532	546	3.5%
	スプリンクラー設備	11,430	48	0.4%
	自動火災報知設備	16,140	242	1.5%
防火管理等	消防機関へ通報する火災報知設備	15,951	99	0.6%
	防火管理者選任	15,123	881	5.8%
	消防計画	15,123	1,080	7.1%
	消防訓練	15,123	2,187	14.5%
	防災規制	16,140	2,033	12.6%
避難管理等	16,140	473	2.9%	
消防用設備等点検報告違反	16,140	1,793	11.1%	
防火対象物定期点検報告違反	728	211	29.0%	
使用開始届	16,140	684	4.2%	

表3 平成19年消防法施行令等改正に係る経過措置期間中の設置状況

	適用対象物数	設置済※	未設置	(設置予定時期)			
				平成22年	平成23年	平成24年	未定
スプリンクラー設備	9,105	2,550 28.0%	6,555 72.0%	1,411 15.5%	1,180 13.0%	1,050 11.5%	2,914 32.0%
自動火災報知設備	3,885	1,258 32.4%	2,627 67.6%	349 9.0%	238 6.1%	574 14.8%	1,466 37.7%
消防機関へ通報する火災報知設備	6,763	2,240 33.1%	4,523 66.9%	646 9.6%	461 6.8%	847 12.5%	2,569 38.0%

※ 設置免除の特例適用(予定)を含む。

ラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中(平成24年3月31日まで)のものにあっても早期の設置を促進すること。

(2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進すること。

(3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図ること。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策の更なる充実や出火防止対策の徹底を図ること。

4 今後の対応方針

厚生労働省、国土交通省及び消防庁では、6月10日、3省庁緊急プロジェクトの第2回会合を開催し、各省庁において取りまとめた緊急調査結果と今後の対応方針について協議を行いました。

消防庁としては、以下により引き続き、福祉担当部局及び建築担当部局と連携を図りながら小規模社会福祉施設等の防火安全対策の徹底を図ることとしました。

(1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンク



消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会の開催

消防・救急課

1 目的

現在、消防隊員用個人防火装備（防火帽、防火服、防火靴及び防火手袋）については、各消防本部が地域の実情に応じて、独自に耐熱性、耐久性等について定めています。

防火服については、ISO（国際標準化機構）の規格及び自主的な国内基準が設けられています。

また、現在ISOにおいて、消防隊員用個人防火装備の国際規格作成に向けて議論が行われています。

このような状況のなかで、消防庁では、消火活動に従事する消防隊員のより一層の安全性の向上を図ることを目的に、消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会（第1回）を、6月29日に開催しました。

2 内容

検討会では、次の項目について検討を行います。

- (1) 消火活動と消防隊員用個人防火装備の現状について
- (2) 消防隊員用個人防火装備の持つべき性能等について
- (3) 消防隊員用個人防火装備の基準のあり方等について



消防隊員用個人防火装備の例

3 検討期間

平成22年6月29日から平成23年3月31日までを予定しています。

4 検討結果

本検討会の検討結果については、平成23年3月を目途に取りまとめる予定です。



第1回検討会の様子

消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会構成員

(五十音順、敬称略)

(座長)

若月 薫 消防大学校消防研究センター

(構成員)

大庭 誠司 消防庁消防・救急課
 笠井 一治 ミドリ安全株式会社
 可知 基 恵那市消防本部
 加藤 雅広 東京消防庁
 鴻田 秀雄 川崎市消防局
 後藤 恭助 財団法人日本防災協会
 小林寿太郎 小林防火服株式会社
 斉藤 昭一 福井市消防局
 新藤 純治 さいたま市消防局
 田村 照子 文化女子大学
 中西 勲 社団法人日本ヘルメット工業会
 藤山 雅美 株式会社赤尾
 三橋 卓也 財団法人日本化学繊維検査協会
 鷺山 茂雄 共成株式会社



消防団の充実強化についての検討会の開催

防災課

1 目的

消防団には、従来の消火に加え、現在は救助、災害時の避難誘導、防災知識の普及啓発、応急手当等の普及指導など多様な活動が期待されています。

特に都市部の消火については基本的に常備消防が対応し、消防団の役割は限られると思われがちですが、実際には、消防団による地域の即応消火体制が地震等の災害時を想定すると極めて重要です。

このため、これらに対応する消防団の体制整備(人員・資機材・訓練)を図る必要があります。

このことから、消防団活動の活性化を通じて、地域の安心・安全が推進されることを目的として「消防団の充実強化についての検討会」を発足し、6月24日(木)に第1回検討会を、7月23日(金)に第2回検討会を開催しました。

2 検討事項

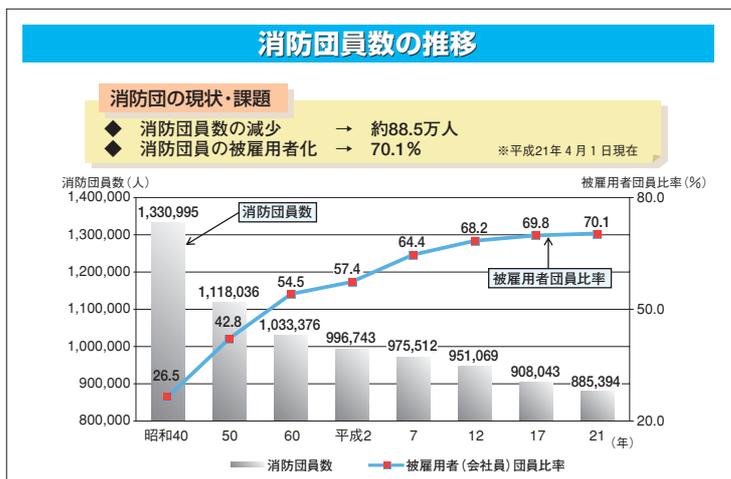
- (1) 大規模災害時における消防団の役割について
- (2) 消防団の多様な活動に対応した訓練・装備等について
- (3) 団員(特に女性、若者、被雇用者)が活動しやすい環境づくりについて
- (4) その他必要な事項について

3 スケジュール

- 第1回 平成22年6月24日(木)
- 第2回 平成22年7月23日(金)
- 第3回 平成22年8月中(予定)
- 第4回 平成22年9月中(予定)
- 第5回 平成22年10月中(予定)



第1回検討会の様子



消防団の特性

地域密着性

消防団員は管轄区域内に居住又は勤務

要員動員力

消防団員数は消防職員数の約6倍

即時対応力

日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得

これら3つの特性を活かしながら、**消火活動等**を始めとして、大規模災害時には**住民の避難誘導**や**災害防ぎよ**等を行っている。

特に、消防本部・消防署が設置されていない町村にあつては、消防団が消防活動を全面的に行っており、**地域の安心・安全の確保のために不可欠な存在**。

さらに、平常時においても、地域に密着した活動を展開しており、**消防・防災力の向上、コミュニティの活性化**にも大きな役割を果たしている。

消防団は地域防災の中核的存在

- #### 消防団の充実強化についての検討会委員
- (五十音順、敬称略)
- (座長)**
- 室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授
- (委員)**
- 秋本 敏文 日本消防協会理事長
 - 石塚 清己 栃木県高根沢町消防団長
 - 伊藤 克巳 東京消防庁防災部長
 - 井上 繁 常磐大学コミュニティ振興学部教授
 - 岡村幸四郎 川口市長
 - 小澤 浩子 東京都赤羽消防団副団長
 - 小峯 力 流通経済大学スポーツ健康科学部教授
 - 高山由美子 ルーテル学院大学総合人間学部准教授
 - 寺坂 末吉 松山市消防団長
 - 本多 昌治 長岡市消防長
 - 松田 直久 津市長
 - 山岸 愉佳 東京都新宿消防団団員

平成21年(1月~12月) における火災の状況 (確定値)

防災情報室

1 総出火件数は5万1,139件、 前年同期比1,255件の減少

平成21年(1月~12月)における総出火件数は、5万1,139件であり、前年同期と比較しますと、1,255件(2.4%)の減少となっています。

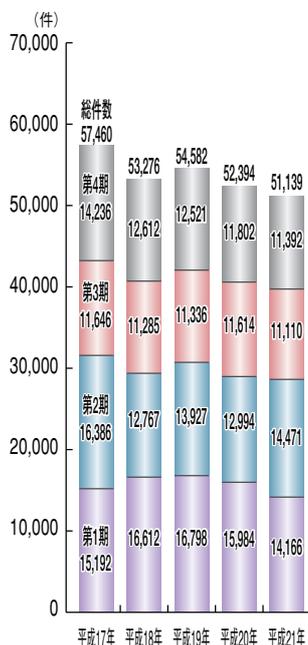
この期間の出火件数は、おおよそ1日あたり140件、10分に1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

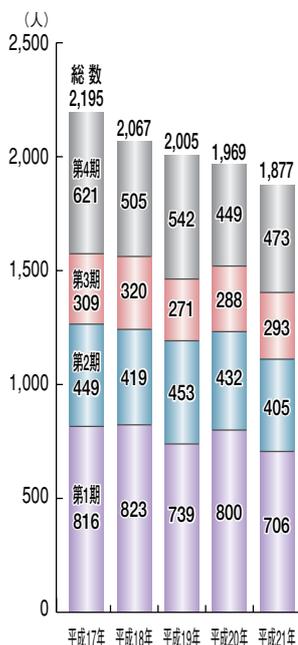
平成21年(1月~12月)における火災種別ごとの出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	28,372	55.5%	△1,681	△5.6%
車両火災	5,326	10.4%	△32	△0.6%
林野火災	2,084	4.1%	193	10.2%
船舶火災	109	0.2%	8	7.9%
航空機火災	4	0.0%	1	33.3%
その他火災	15,244	29.8%	256	1.7%
総出火件数	51,139	100%	△1,255	△2.4%

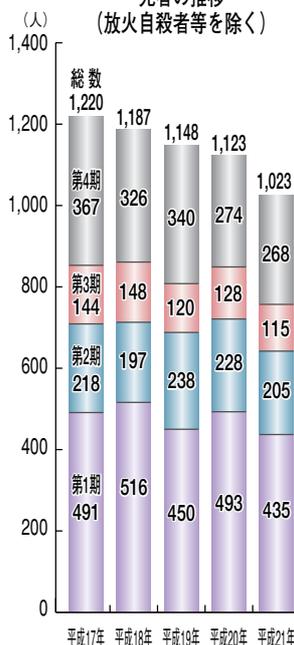
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における
死者の推移
(放火自殺者等を除く)



※第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

2 火災による死者は92人の減少、 負傷者は344人の減少

火災による死者は1,877人で、前年同期と比較しますと92人(4.7%)の減少となっています。

また、火災による負傷者は7,654人であり、前年同期と比較しますと344人(4.3%)の減少となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く) は1,023人で、100人の減少

建物火災における死者1,352人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は1,201人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと1,023人で、前年同期と比較しますと、100人(8.9%)の減少となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は88.8%で、出火件数の割合57.5%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く) の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,023人のうち、628人(61.4%)が65歳以上の高齢者であり、前年同期と比較しますと、82人(11.5%)の減少となっています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ603人(64人(9.6%)の減)、着衣着火54人(6人(10.0%)の減)、出火後再進入24人(1人(4.0%)の減)、その他342人(29人(7.8%)の減)となっています。

5 出火原因の 第1位は「放火」、 続いて「こんろ」

全火災5万1,139件を出火原因別にみますと、「放火」6,615件(12.9%)、「こんろ」5,139件(10.0%)、「たばこ」4,997件(9.8%)、「放火の疑い」4,590件(9.0%)、「たき火」3,021件(5.9%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万1,205件(21.9%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日からそれぞれ義務化が適用開始となります。既存住宅について既に義務化されている地域もありますが、平成23年6月までには全国で義務化されることとなります。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持義務が適用開始されることを待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

また、平成20年12月には「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催し、同会議において、あらゆる主体が総力を結集して、住宅用火災警報器の設置推進を国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定され、今後は、基本方針に基づいた早期普及に係る取組を強力に推進することとしています。

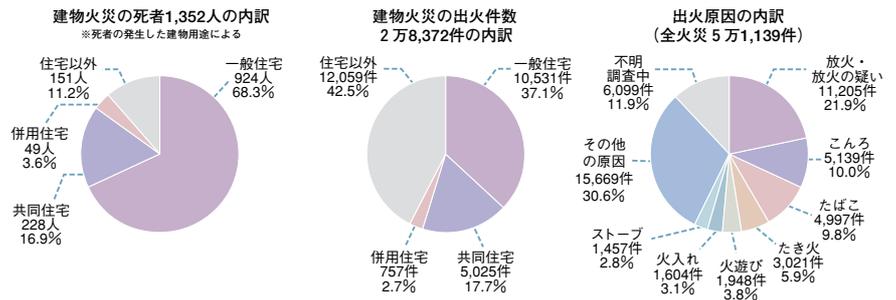
これらのほか、平成21年度は、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを全国16か所で開催したほか、政府広報によるテレビでの広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置促進活動を行いました。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は1万1,205件で総出火件数の21.8%を占めています。

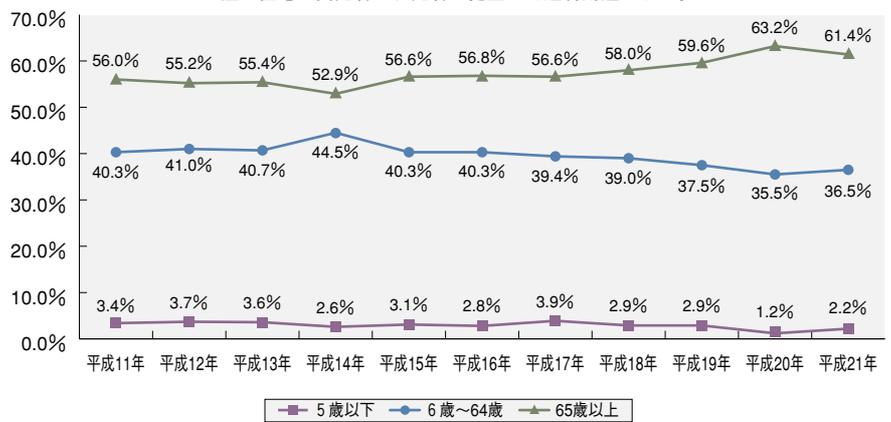
消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が



住宅火災死者（放火自殺者等を除く）における年齢区分別割合の推移

※注：住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

8 林野火災への取組

林野火災の件数は2,084件で、前年と比較しますと193件(10.2%)の増加となり、延べ焼損面積は1,064haで、前年同期と比較しますと225ha(26.8%)の増加となっています。

平成21年に全国各地で大規模な林野火災が続発したことから、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的活用について(平成21年4月15日消防特第69号、消防応第138号)」を発出し、入山者や林業関係者等に対する火気の使用に関する積極的な注意喚起及び警戒強化、ヘリコプターによる空中消火の積極的活用について通知しました。

また、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成22年は「消さないで小さな命の帰る場所」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

災害時要援護者の 避難支援対策の調査結果

防災課

1 調査の経緯

政府としては、平成20年4月に策定した「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援対策として、平成21年度までを目途に、市町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針（全体計画など）が策定されるよう促進してきました。

このことを踏まえ、消防庁では、平成21年度末（平成22年3月31日）現在における各市町村の取組状況（全体計画など、災害時要援護者名簿及び個別計画の策定等状況）を調査し、結果を公表しました。

（注）調査結果は市町村からの自己申告に基づくものです。

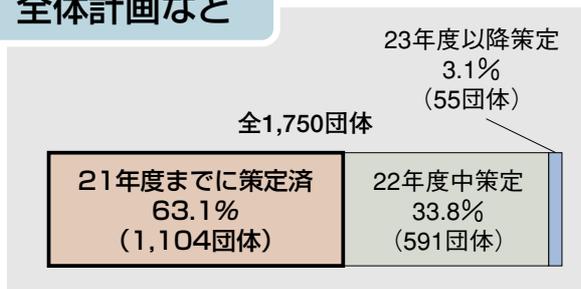
2 調査結果の概要

(1) 全体計画などの策定状況

今回の調査結果によれば、全体計画などを策定済みの市町村数の割合は63.1%（1,104団体）となっており、平成22年1月1日現在（42.2%、752団体）よりも20.9ポイント増加しました。

また、平成23年3月末までに策定見込みである市町村数を合わせると、96.9%（1,695団体）となり、平成22年度末までには、ほぼすべての団体で全体計画などが策定される見込みとなっています。

全体計画など



【全体計画など】各市区町村が地域の実情をふまえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者情報の収集、共有の方法等、取組方針を明らかにしたもの

(2) 災害時要援護者名簿の整備状況

平成22年3月31日現在では、88.7%（1,552団体）が整備中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

平成21年11月1日現在（81.7%、1,466団体）から7ポイント増加しています。

災害時要援護者名簿



【災害時要援護者名簿】要援護者の名前等が記載され、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

(3) 個別計画の策定状況

平成22年3月31日現在では、72.7%（1,273団体）が策定中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

平成21年11月1日現在（63.3%、1,137団体）から9.4ポイント増加しています。

個別計画



【個別計画】個々の要援護者ごとに避難支援者との関連付け等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

3 調査結果を踏まえた取組について

消防庁では、要援護者の避難対策に関する具体的な88の事例を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」（平成22年3月作成）の配布、消防庁HPへの掲載等を実施しており、引き続き、都道府県、関係省庁等と連携し、実効性のある避難対策の推進に努めていきます。

〈リンク先〉 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2203/220330_15houdou/02_zenbun.pdf

聴覚障がい者に対応した 火災警報設備等の あり方に関する検討会の開催

予防課

1 目的

高齢者や障がい者等が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保することが求められています。このような状況を踏まえ、消防庁では、平成22年度において、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた火災警報設備等（光、振動、臭気による警報等）の開発・普及を促進することを目的とし、検討会を開催しています。

2 検討項目

検討会では、次の項目について整理・検討を行います。

- (1) 音以外の警報伝達手段について
- (2) 防火対象物向けに想定されるシステムに関する基本コンセプト（システム構成、対象となる災害等）について
- (3) 聴覚障がい者の意見を踏まえたシステムの開発、導



第1回検討会の様子

入・普及について

- (4) 効果的な使用方法（設置方法、人的対応等）について

3 検討期間

平成22年6月11日から平成23年3月31日まで。

4 検討結果

本検討会の検討結果については、平成23年3月を目処に取りまとめる予定です。

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の あり方に関する検討会委員

（五十音順・敬称略）

（座長）

野村 歡 国際医療福祉大学大学院教授

（委員）

阿部 勝男 東京消防庁参事兼予防課長

有野 隆則 社団法人日本火災報知機工業会システム企画
委員会副委員長

伊藤 要 千葉市消防局予防部指導課長

太田 陽介 財団法人全日本ろうあ連盟理事

金田 博 国立大学法人筑波技術大学産業技術学部総合
デザイン学科教授

鎌田 一雄 宇都宮大学教授

川井 節夫 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合
会副理事長

清澤 正人 全国旅館生活衛生同業組合連合会理事

見学 洋介 横浜市消防局予防部指導課長

鈴木 敬志 静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課
参事兼課長代理

竹中 ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長

中園 秀喜 NPO法人ベターコミュニケーション研究会
情報バリアフリーアドバイザー

星川 安之 財団法人共用品推進機構専務理事

満野順一郎 社団法人日本ホテル協会

山口 慎一 全国ろう重複障害者施設連絡協議会会長

火災危険性を有する おそれのある物質等に関する 調査検討会の開催

危険物保安室

1 概要

近年の科学技術の急速な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在消防法上の危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質等」という。）が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性等が増大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うために、過去の事故事例や生産量の調査等から該当する物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要です。

このような状況を踏まえ、消防庁では「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を発足し、平成22年6月11日に第1回検討会を開催しました。

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会委員

(五十音順、敬称略)

朝倉 浩一	慶應義塾大学理工学部教授
新井 充	東京大学環境安全研究センター教授
古積 博	消防研究センター火災災害調査部部长
芝田 育也	大阪大学環境安全研究管理センター教授
田村 昌三	東京大学名誉教授
鶴田 俊	秋田県立大学システム科学技術学部教授
松木 邦夫	社団法人日本化学工業協会環境安全部部长
三宅 淳巳	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授

2 検討項目

第1回検討会では、次の項目について検討を行いました。

- (1) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法について
- (2) 「火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質」の調査方法について
- (3) 今後の検討会スケジュールについて

3 今後の検討会スケジュール

今年度内に検討会を2回程度開催し、火災危険性を有するおそれのある物質について、想定される火災危険性に応じた危険性の評価を実施するとともに、火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質について、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会」（平成6年度開催）で定められた指定要件を基に危険性の評価を実施し、報告書を取りまとめる予定です。

今後の検討会スケジュール

【第1回検討会】

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質」の調査方法の決定

事故事例及び生産量等から火災危険性を有するおそれのある物質等を抽出

「火災危険性を有するおそれのある物質」

「火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質」

危険物の性状確認試験

指定要件により検討

危険性評価の対象候補物質の決定

【第2回検討会】

候補物質の調査結果により対応を決定

【第3回検討会】

報告書取りまとめ

泡消火設備の基準に関する 検討会の開催

危険物保安室

1 目的

近年、生物資源を使用するバイオ燃料の普及に向けた取組が行われており、近い将来、バイオ燃料を大量に貯蔵し、取り扱う屋外タンク貯蔵所が増加することが予想されます。バイオ燃料の多くは、水溶性のバイオエタノールを用いているため、火災時に泡消火設備を用いた場合の効果は、ガソリン、軽油等の従来の非水溶性燃料とは異なる性状を示す可能性があります。したがって、このような施設で火災が発生した場合に必要な泡消火設備の性能を確認し、技術基準を策定することが急務です。

泡消火設備の基準に関する検討会委員

(五十音順、敬称略)

(座長)

大谷 英雄 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授

(委員)

浅海 啓明 日本危険物倉庫協会

石井 俊昭 石油連盟

入江 健一 社団法人日本消火装置工業会

門倉 徹 東京消防庁予防部危険物課

須川 修身 諏訪東京理科大学システム工学部機械システムデザイン工学科教授

高橋 俊明 日本消防検定協会

多田 和弘 日本タンクターミナル協会

内藤 浩由 総務省消防庁予防課消防技術政策室

林 康郎 全国石油商業組合連合会

古川 豊 石油化学工業協会

森 新一 川崎市消防局予防部危険物課

和田 正彦 危険物保安技術協会

このような状況を踏まえ、消防庁では本検討会を発足させ、泡消火設備の技術基準を策定するための検討を行うこととしました。

2 検討項目

検討会では、次の項目についての検討を行います。

- (1) バイオ燃料等の水溶性の危険物を貯蔵し、取り扱う屋外タンク貯蔵所に設置する泡消火設備に必要な性能について
- (2) その他必要な事項について

3 今後の検討会スケジュール

次のようなスケジュールで行う予定です。

今後の検討会スケジュール

第1回検討会 (平成22年6月29日)

- ・実証実験の方法についての決定
- ・泡消火設備の基準(案)のたたき台を提示

実験の実施等 (8月から11月)

- ・実証実験の実施

第2回検討会 (平成22年11月中旬頃)

- ・実証実験の中間報告
- ・泡消火設備の基準(案)の審議

第3回検討会 (平成23年1月上旬頃)

- ・報告書の取りまとめ

4 検討結果

本検討会の検討結果については、平成23年1月を目途に報告書を取りまとめる予定です。

異常現象発生時における 通報の迅速化に係る 検討会の開催

特殊災害室

1 概要

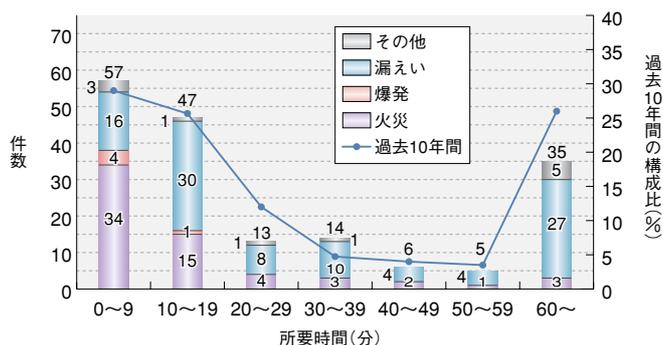
異常現象発生時に係る対応について、通報遅れの原因、改善策等について整理・検討を行い、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所の異常現象発生時における通報の迅速化を図るための方策を取りまとめることを目的として、「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討会」を発足し、第1回検討会を6月24日に開催しました。

2 背景

石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所において、出火、石油等の漏えい等の異常現象が発生した場合には直ちに消防署等に通報することとされていますが、通報の遅れが見受けられます。

平成21年中については、全体の事故件数177件のうち事故の発見から10分未満に通報が行われた事故の件数が57件(32%)にとどまり、10分以上が経過した後に通報が行われた事故の件数が120件(68%)と過半を占めている状況にあります(図「事故発生時の通報状況(平成21年)」参照)。

このような状況を踏まえ、災害発生の防止及び被害拡大の抑止のために、異常現象発生時の通報に関する問題点の抽出・対応策の検討を行い、通報を迅速化する方策を取りまとめます。



事故発生時の通報状況(平成21年)

3 検討内容

- (1) 通報に関する実態把握
- (2) 通報に関する問題点の抽出・対応策の検討
- (3) 通報を迅速化する方策の取りまとめ など

スケジュール

第1回 (6月)

- ◎ スケジュールの承認
- ◎ 異常現象発生時の通報の実態
- ◎ 異常現象発生時の通報に関する意見交換

(必要に応じて調査)

第2回 (9月)

- ◎ 異常現象発生時の通報に関する問題点の抽出・対応策の検討

第3回 (10月)

- ◎ 異常現象発生時における通報を迅速化する方策の検討

第4回 (12月)

- ◎ 通報の迅速化方策の取りまとめ

(平成23年1月)

- ◎ 報告書配布
(関係道府県、関係消防機関、関係業界団体等)

異常現象発生時における通報の 迅速化に係る検討会委員

(五十音順、敬称略)

(座長)

大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授

(委員)

石橋 正継 堺市消防局 予防部 副理事 兼 予防査察課長
 上野 康弘 社団法人 日本ガス協会 技術部 製造技術グループ
 マネジャー
 大川 三造 鹿島地方事務組合消防本部 参事 兼 警防課長
 大藪 亮二 三重県 防災危機管理部 コンビナート防災特命監
 木村 真 石油化学工業協会
 佐々木 剛 社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員
 中井 浩之 電気事業連合会 工務部 副部長
 野田 高広 名古屋市消防局 予防部 指導課長
 福原 和邦 経済産業省 原子力安全・保安院 保安課
 コンビナート保安班長・技術班長
 松木 邦夫 社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 部長
 松本 徹 神奈川県 安全防災局 危機管理部 工業保安課長
 森 新一 川崎市消防局 予防部 危険物課長
 横山 健一 石油連盟 消防防災部会長
 吉賀 俊雄 山口県 総務部 防災危機管理課 主幹

消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル作成検討会の開催

防災情報室

1 目的

消防救急無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、アナログ方式による周波数の使用期限である平成28年5月31日までに全国の消防本部等がデジタル方式に移行(デジタル化)することとされています。このデジタル化、すなわち設計・整備等の作業は、今後、本格化する見込みです。

そこで、各消防本部等を支援するため、設計・整備等の作業を円滑に進めるために必要となる知識、考え方、作業手順等の情報を整理して提供する「消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル」を作成するため、検討会を開催します。

2 検討事項

検討会では、主に次の事項について検討します。

- (1) 設計・整備マニュアルの基本的な考え方
- (2) 設計・整備マニュアルの内容及び構成
- (3) その他必要な事項について

3 開催期間

平成22年6月9日(第1回検討会)から平成22年8月末まで

消防救急デジタル無線システムに係る
設計・整備マニュアル作成検討会構成員

(五十音順・敬称略)

(座長)

小菅 敏夫 電気通信大学名誉教授、デジタルハリウッド
大学教授

(委員)

石井 千明 東京消防庁総務部情報通信課長

因幡 敏幸 春日大野城那珂川消防組合消防本部特命監

木村 勝 神戸市消防局総務部施設課通信係

窪田 善則 北海道総務部危機対策局危機対策課主査

小森直雄久 岐阜市消防本部指令課長

庄慶 浩一 兵庫県企画県民部災害対策局消防課副課長
兼消防係長

白子 好是 さいたま市消防局警防部指令課情報システム
推進室長補佐

中山誠二郎 福岡市消防局警防部情報管理課高度情報通信
担当主査

初芝 泰雄 千葉市消防局警防部指令課長



第1回検討会開催の様子

平成22年度「危険物安全週間」推進行事の実施結果

危険物保安室

消防庁では、事業所等における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成22年度は6月6日(日)から6月12日(土)までの7日間）を「危険物安全週間」として、危険物保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

6月7日(月)に開催した「危険物安全大会」では、消防庁長官等の表彰及び記念講演が行われました。

◆消防庁長官表彰

1. 危険物保安功労者（個人） 18名
2. 危険物保安功労者（団体） 5団体
3. 優良危険物関係事業所 30事業所
4. 危険物安全週間推進標語
「危険物 事故は瞬間 無事故は習慣」
山田 将氏
5. 危険物事故防止対策論文
「V T A手法の活用とあいさつ、声かけ、対話」

北九州市消防局八幡西消防署予防課
末永 寿伸氏 白石 克幸氏

◆記念講演

平野 敏右氏（東京大学名誉教授）

「危険物の危機管理」

また、6月8日(火)（東京）及び10日(木)（大阪）に開催された「危険物施設安全推進講演会」では、消防職員や危険物関係事業所の従業員を対象として、次のとおり基調講演及び事事故事例発表が行われました。

◆基調講演

小川 輝繁氏（特定非営利活動法人 安全工学会（J S S E）、横浜国立大学名誉教授）

「危険物、化学物質取扱施設のリスクアセスメント」

◆事事故事例発表

1. 田村 裕之氏（消防大学校消防研究センター技術研究部大規模火災研究室長）

「エチレン製造プラントの爆発火災について」

2. 勝村 康彦氏（コスモ石油株式会社安全環境部安全環境グループ長）

「安全管理体制再構築（チェンジ21活動）」

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても表彰式、講演会、研修会、広報、啓発活動、予防査察、消防訓練等の様々な行事が行われました。



危険物安全大会表彰式における河野栄消防庁長官



平野敏右氏による記念講演

～第2回～

賃貸住宅への住宅用火災警報器普及促進活動

(千葉県千葉市)

予防課

～イントロダクション～

- コミュニティの積極的な普及促進活動により、住警器の設置が比較的に進んでいる地域においても、賃貸物件への設置は大きな課題となっています。
- 今回は、賃貸物件オーナーから委託を受け、賃貸物件を管理している不動産業者の協同組合が積極的に共同購入を推進し、設置数を大きく伸ばしている事例を紹介します。

(1) 地域・取組主体の概要

千葉市宅地建物取引業協同組合は、千葉市内で営業を行う不動産業者約70社で構成する協同組合である。

(2) 共同購入の取組概要

民営賃貸住宅への設置が難航する中、同組合では、「火災が発生した際に、入居者の生命を守る」という目的の他、「賃貸物件のオーナーが、自らの資産である物件を火災から守る」といった背景からも住警器設置が重要な点を賃貸物件オーナーに説明し、オーナーによる設置の普及促進を図ってきた。

設置においては、賃貸物件を管理する不動産業者が、取付支援や集金業務を行うことで効率的に進められるよう配慮され、平成22年2月までに、計2万2千個以上の設置を行っている。

(3) 工夫点の紹介

工夫点①：賃貸物件オーナーへ向けた情報提供・意識啓発

●実施内容

賃貸物件オーナーへ共同購入の案内を進めるに当た

取組主体	千葉市宅地建物取引業協同組合
人数等	約70社
消防署等	千葉市消防局
職員数	942人
地域	千葉県千葉市(政令市)
人口/世帯数	924,319人/369,571世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ●広報・周知(セミナー) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●集金方法の工夫 ●設置支援 ●設置確認 (設置済ステッカー、図面・写真等提出)

(普及期)

平成19年7月 賃貸物件オーナーを対象としたセミナーを実施

工夫点

- ①賃貸物件オーナーへ向けた情報提供・意識啓発

(展開期)

平成19年8月 共同購入の斡旋を開始

工夫点

- ②共同購入による住警器の安価な提供
 ③図面による住警器設置個数の把握
 ④希望者への取付支援
 ⑤賃料からのスムーズな購入代金集金
 ⑥住警器の設置済シールの配布

り、平成19年7月、協同組合に加盟している企業が主体となり、住警器設置義務化に関するセミナーを開催。セ



セミナーでは弁護士を招き、貸主や管理会社が負う管理責任に関する講義が行われた。賃貸物件オーナー、協同組合に加盟している不動産業者、約200名が参加した。

●ポイント

住警器の普及促進活動において、購入代金を負担する関係者に対する情報提供・意識啓発は、設置数増加のためには非常に重要な取組となる。この紹介事例におけるセミナーでは、次の点についての情報提供・意識啓発が行われており、この後に続く共同購入の推進につながった。

(セミナーにおける講義のポイント)

- ・火災発生自体は賃貸物件オーナーの責任ではないが、住警器があれば被害が軽微で済んだと判断されるようなケースでは、その責任を問われる可能性がある。
- ・住警器普及が進むことによって、住宅火災の死亡者の大幅な低下が期待できる。

また、取組の主体となった協同組合において「賃貸物件のオーナーが、自らの資産である物件を火災から守るためにも、住警器設置は重要な取組である」との認識を持って活動に当たった点も、取組の成功要因である。

工夫点②：共同購入による住警器の安価な提供

●実施内容

協同組合に加盟している企業が中心となり、賃貸物件のオーナーへ向けて、共同購入による住警器の安価な提供を実施した。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、取りまとめて大量購入を行うことにより、1台あたりの購入価格を抑えている。

また、賃貸物件オーナーが購入したこの事例では、賃貸物件の借主に対しては住警器を「貸している」という位置付けで設置を進める、といった工夫も図られている。具体的な対応としては、設置時に、住警器は貸主の所有物であることを確認する旨を記した「設置確認書」を、借主とオーナー・不動産業者間で結んでいる。これにより、転居等により住警器が無くなる、補充が必要になる、といったトラブルを避けることにつながる。

工夫点③：図面による住警器設置個数の把握

●実施内容

物件ごとの必要設置個数を把握するため、不動産業者で把握している間取り図をもとに、それぞれの物件に必

要となる住警器の数を把握した。また、間取り図は前述の「設置確認書」にも掲示し、設置個数の記録としても活用している。

●ポイント

共同購入において、各戸の必要設置個数の見積りは大きな課題のひとつといえるが、この事例においては、不動産事業を営んでいるメリットを活かし、間取り図による個数の見積りを実施している。間取り図を活用できる組織は限られるが、可能な場合は、個数の見積りにおいて非常に有効な手段である。

工夫点④：希望者への取付支援

●実施内容

希望がある場合は、住警器の共同購入を取りまとめている不動産業者が、取付支援までを実施した。

●ポイント

住警器は、設置が必要な箇所が決められており、かつ、比較的高所につけなければならない等の背景から、共同購入・配布後に設置されず放置されてしまうといった懸念がある。そのため、この事例のように設置までをフォローすることは、重要な取組である。

工夫点⑤：賃料からのスムーズな購入代金集金

●実施内容

住警器の購入代金については、賃貸物件オーナーから賃料の集金業務を委託されている不動産業者が、集金した賃料から差し引く方法により回収した。

●ポイント

住警器の共同購入においては全体の購入額が比較的高額になることから、集金上の工夫・注意も必要になる。この事例においては、必要設置個数の調査と同様、不動産事業を営んでいるメリットを活かした回収を行っている。こうした枠組みを活用できる団体は限られるが、実施可能であれば、非常に効率的な手法である。

工夫点⑥：住警器の設置済シールの配布

●実施内容

住警器を設置した賃貸住宅においては、住警器設置済シールの配布・貼付を行った。

●ポイント

住警器普及における課題のひとつに、不適切な訪問販売の被害に遭うケースがあることが挙げられる。設置済シールは、このような被害低減に対して効果がある。

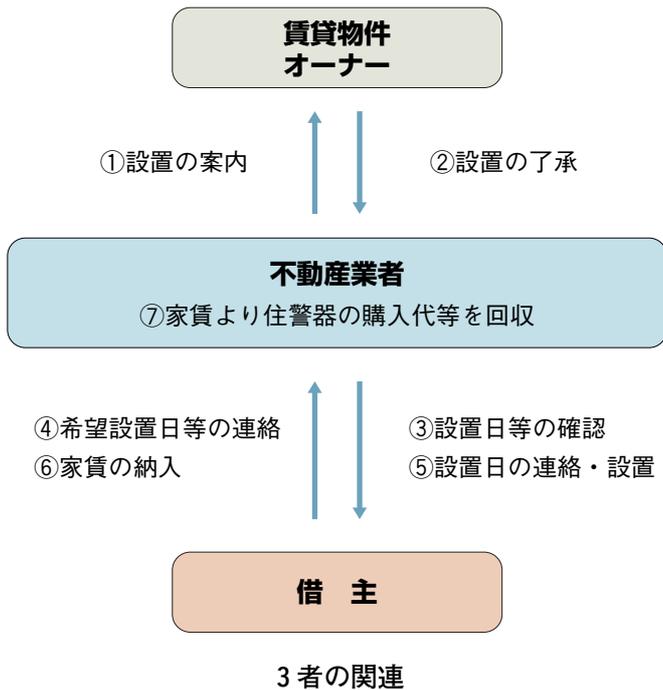
また、この事例では、「賃貸住宅の価値向上」といったメリットも踏まえて設置済シールを積極的に活用している。賃貸住宅オーナーにとっては投資を行って住警器



を設置しているため、その結果が見た目にも分かりやすく示されることにより、取組意欲向上につながっている。

(4) その他のポイント等

この事例においては、「不動産業者」「賃貸物件オーナー」「借主」の3者が、以下の流れで関わっている。



設置時の様子(1)



設置時の様子(2)



設置済シールの貼付例

(5) 活動において作成された資料等

住宅用火災警報器設置確認書 No. _____

御中

住宅用火災警報器添付の取扱説明書の内容を確認し、千葉県消防条例第23条の2から第23条の4の規定に基づき、下記の通り適正に住宅用火災警報器を設置し、作動確認を行いました。
この火災警報器は建物の設備（家主所有物）であることを確認し、確拍・持ち出しの際は、火災警報器1個あたり 円を支払います。
住宅用火災警報器付属の取扱説明書に従い、1年に1回の点検を行います。

平成 年 月 日

設置日 平成 年 月 日

設置数 個

ご氏名 印

電話 ()

物件住所 _____ 号室 _____

設置図(住宅用火災警報器を設置した箇所に◎印を記入して下さい。)

LDK 1B帖 1F

ベランダ 2F

間取り図の活用サンプル

次回は、複数の町会・自治会が連携するには時間や労力が必要となるが、より多数の活動が可能となるメリットを活かした「30以上の町会・自治会が参加した共同購入の取組（取組主体：葛西地区自治会連合会）」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ（住宅防火情報）でもご覧いただけますので、参考としてください。

〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊航空部隊の更新機体の紹介

応急対策室

緊急消防援助隊航空部隊は、平成22年7月1日現在、45都道府県55団体で71機が登録されています。

今回は、東京消防庁及び大阪市消防局並びに北九州市消防局において、機体更新がありましたので、各航空隊からその概要を紹介します。

「つばめ」を新型機(JA119G)に更新

東京消防庁航空隊

東京消防庁航空隊では、JA9980(SA365N1型「つばめ」)をJA119G(SA365N3型「つばめ」)に更新しました。

外見は、「かものはし」を連想させる張り出したノーズとなり、新「つばめ」固有であるアビオニクスシステム(航空機に搭載され飛行のために使用される電子機器)の頭脳的な仕事をする装備品が納められています。



つばめ(JA119G)

以上に運航時の機体の状況把握を的確に行うことができます。

また、燃料コントロールがデジタル化されたため、スイッチ操作によるオートマチックエンジン始動、出力限界を超過しないエンジンコントロールが可能となりました。運航中のエンジンコンディションを常に把握し、トラブル発生時には不具合箇所の特特定、さらには整備手順を指示するシステムとなっています。

機体の付属装備においては、機体右側に装備した可視カメラおよび赤外線カメラで、撮影した画像を同時に地

備については、計器表示の一部が液晶パネル化され、その視認性は格段に向上しました。計器類には、運航時の機体姿勢、方位等の航法情報が表示され、操縦士は今まで以上に

上の受信局に送信することができ、昼夜を問わず災害規模の判別能力が向上しました。また、夜間飛行の安全確保のひとつとして、機首下部に赤外線視界増長装置を装備しました。

なお、旧「つばめ」は平成2年4月から運航が開始され、救助、救急、情報、消火ヘリとして東京消防庁管内は勿論のこと、伊豆諸島における救急搬送のほか、広域的な消防

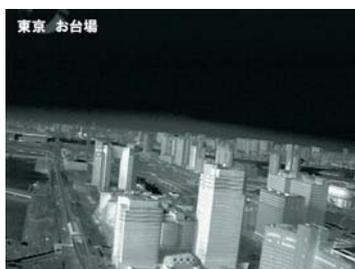


赤外線視界増長装置

援として、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震等に活躍し、総飛行時間は約6200時間、総飛行距離は約140万km(地球約35周)でした。

【赤外線視界増長装置(AERO EYE)】

広視野赤外線カメラ。撮影した赤外線画像をコックピット及び後部座席で確認でき、天候不良時や夜間においても、鮮明な地形や障害物をモニター表示できる。



東京 お台場



鉄塔及び送電線

AEROEYE画像(写真提供:JAXA)

旧「なにわ」から新「なにわ」へ

大阪市消防航空隊

平成5年度にアルエットⅢをSA365N2に更新し、もう1機のSA365Nとのドーファン2機体制になったのを機に、大阪市では両機種の愛称を一般募集し命名され

たのが「おおさか」と「なにわ」です。

「おおさか」は5年前にSA365N3に更新し、今年度、旧「なにわ」を更新してSA365N3新「なにわ」



となりました。現在は「おおさか」「なにわ」とも愛称が付いてからの2代目となります。

愛称募集のときは山の名前、鳥の名前、名所、語呂合わせのような名前など多数の応募がありました。選定された方は頭を抱えたことと想像します。



なにわ (JA100F)

さて、新「なにわ」(JA100F)ですがこの機体には旧「なにわ」には装備されなかったEMS装置とファ

イアーアタッカーが装備できるようになりました。どちらも「おおさか」(JA050F)の装置を載せ換えられるように改修を加えての装備です。新たに装備されたヘリテレ画像電送装置には、可視カメラに加え、赤外線カメラが内蔵されています。

新たに装備されたヘリテレ画像電送装置には、可視カメラに加え、赤外線カメラが内蔵されています。

赤外線カメラは、夜間の映像撮影だけでなく、昼間の火災現場や山林火災においても、火点の確認や燃焼状況、高温部の確認、山間部の遭難者捜索など、肉眼や可視カメラでは確認できない状況を温度差により映像確認することができます。



カメラシステム

新「きたきゅう」4月正式運用

北九州市は、九州の最北端に位置し、関門海峡につながる海や山間部が、市街地域に隣り合わせるといった、水と緑豊かな自然環境に恵まれた、人口約100万人の都市です。

離島を含むその地域性から、機動力を活かし、より迅速に災害対応をすべく平成5年5月に、北九州市消防航空隊は発足しました。



きたきゅう (JA10KC)

機種は、エアロパシアル式AS365N2型、愛称を「きたきゅう」として多くの市民からも親しまれてきました。

その「きたきゅう」は、阪神・淡路大震災の応援出動をはじめ、これまで数多くの災害現場で活躍してきましたが、発足から17年が経過し、老朽化が目立ち始めたことなどから、平成21年度に新規更新が実現しました。

更新機体は、初代「きたきゅう」と同じ大きさですが、エンジン出力は1,466馬力から1,702馬力に、最大全備重量も50kg増加し4,300kgになるなど、機体性能が向上した発展型のユーロコプター社製AS365N3型(JA10KC)となりました。

デザインは消防車の「赤」を基調とし、救急車をイメージした「白」のラインで北九州市の「北」を表しています。

また、消防の最大の武器である「水」と環境首都を意

北九州市消防航空隊

味する美しい空と海の「青」、豊かな森と山の「緑」を取り入れたものとなりました。

装備については、これまでのヘリテレ(可視画像)に加え、新たに赤外線カメラ、最大900リットル搭載可能な空中消火タンク、救助活動中の安全監視及び記録が可能なホイスト監視カメラ、イリジウム衛星電話、**動態管理システム**を導入しました。



動態管理システムモニター画像

【動態管理システム】

ヘリコプターに搭載されたエアマップシステムより取得した位置情報を、イリジウム衛星通信を利用して地上に送信し、ヘリコプターの位置をリアルタイムに把握できるシステム。双方向のデータ通信や飛行軌跡の保存・再表示も可能。



エアマップシステム

イリジウム衛星電話



IBARAKI

茨城県 稲敷地方広域市町村圏事務組合
消防本部



茨城県
稲敷地方広域市町村圏
事務組合消防本部
消防長 本谷 正一

安心と豊かさを追求する稲敷広域

本圏域は、都心より東へ50km～70km、茨城県の南端に位置し、JR常磐線沿いの龍ヶ崎市、牛久市と東に位置する稲敷市を中心に3市2町1村によって構成され、人口は、約25万5千人、総面積478km²に及んでいます。

圏域北部は、風光明媚な霞ヶ浦に面し、東南部は、釣りの名所である利根川、横利根川に境を接し、西部は、紫峰筑波山を北方に仰ぎ、小貝川、牛久沼で境をなしています。

圏域内総面積のうち、約25%が稲敷台地と呼ばれる標高25m前後の台地で、西部は、JR佐貫駅、JR牛久駅及びJRひたち野うしく駅を玄関口に、首都圏のベッドタウン化の様相を呈しています。

また、圏域から東部においては、県内有数の穀倉地帯として整備の進んだ水田が広がる一方、近年、首都圏中央連絡自動車道の供用開始に伴い、各地に工業団地等の開発が行われ、農業中心に経緯してきた様相にも変化が見られます。



撞舞：矢を放つ舞男

圏域の中心的役割を担う龍ヶ崎市では、夏のまちを彩る国選択無形民俗文化財の「撞舞」（つくまい）が催され、三日間行われる祇園祭の最終日夕刻に、舞男が高さ14mの柱の頂上で弓を引き、東西南北に向かって矢を放ち、逆立ちや仰向けになったりと妙技の限りをつくした曲芸を披露します。

稲敷地方広域市町村圏事務組合の消防体制

当消防本部は、昭和50年4月、1市3町5村を管轄する広域消防として発足し、現在では、先の市町村合併により3市2町1村となり、1本部5課4消防署1分署5出張所、定数330名となっています。

この間、大型住宅団地の開発、工業団地の形成、道路

網の整備や新駅、首都圏中央連絡自動車道の建設など生活環境が様変わりし、消防本部の発足当時13万9千人程度だった圏域内の人口は25万5千人と倍増しています。

こうした中で、地域住民の生活圏の拡大、住民ニーズの変化、経済面における長期化する景気の低迷、ますます厳しさを増す地方財政、このような社会情勢の変化に伴い、当消防本部では、稲敷広域消防振興整備計画を策定し、消防署所の再編、施設の近代化を図ることによって、圏域の将来を展望しつつ今日の消防需要に対応しています。

救急救助体制の充実強化

地域の発展に伴う高層建築物、大型店舗、危険物施設等の増加や高齢化社会への進展が災害事故等を多種多様化させ、消防業務を複雑化させているなかで、救急救助体制の充実強化を推進しています。救急体制では、ドクターヘリの積極的な運用を図り、平成16年から隣県千葉県ドクターヘリの共同利用により、これまで200件を超える運用を行っています。また、本年7月から新たに茨城県ドクターヘリが運航され、状況により2機のドクターヘリの運用が可能となります。

一方、救助体制では、本年7月高度救助隊を発足させ、救助工作車及び高度救助資機材の整備を行い、選抜された高度救助隊員は、救助能力の向上と救急隊・消防隊等との連携を保ちつつ、救急救助サービスの充実強化を図っています。



茨城県ドクターヘリとの連携訓練

おわりに

稲敷広域消防は、圏域住民の期待と信頼に応え、圏民を保護し得る消防力の整備と質的向上、効率的な行政の運営に努め、広域圏の基本理念である「安全で安心して暮らせる街づくり」のため、これからも、消防のあるべき姿とその実現を図っていきます。

天の川に防火の願いを…

豊中市消防本部

豊中市消防本部北消防署では7月1日から8日の8日間、同消防署合同庁舎前において、防火・防災の願いを込めた高さ4mの「ジャンボ七夕」5本を展示しました。この展示は毎年この時期に行われているもので、この行事を楽しみにしている市民も多く、管内の幼稚園の園児と老人会のみなさんの協力で「将来の夢」や「防火の願い」の短冊が華やかに飾りつけられた大きな竹を据え付けると、近くを通った通行人やドライバーの目を引き付け、おもむき深い防火PRとなりました。



園児たちと一緒に飾り付けをした「ジャンボ七夕」

「クリビング」訓練を実施

大津市消防局

大津市消防局は6月28日、本年度から登録運用している国際消防救助隊員を対象に、都市型搜索救助技術のひとつである「クリビング」訓練を実施しました。クリビングは、釘等を一切使用せず、4×4の角材を多数使用し、やぐらを組むように重ね、進入スペース及び救出スペースを確保する技術で、海外の国際搜索救助では必須の救助技術となっています。今後も技術検討員の指導を受け、都市型搜索救助技術の練磨に努め、いつ海外へ派遣されても活動できるよう鍛錬に努めます。



「クリビング」により進入スペースを確保する隊員

消防通信 望楼 ぼうろう

全国初の『女性ほふく救出チーム』誕生

湖南広域消防局

湖南広域消防局は6月18日、6月23日からの男女共同参画週間に先駆け、全国で初めて誕生した「女性ほふく救出チーム」の「女性救助隊員訓練披露および激励会」を実施しました。激励会では、「全国の女性の励みとなるよう頑張ってください。」と託されるなど、災害現場活動における女性隊員の無限の可能性に期待が集まりました。隊員らは来る滋賀県消防救助技術指導会に向けて訓練に励み、「今こそアピールのとき」と全国の消防職員に向けてメッセージを送りたいと意気込んでいました。



日頃の訓練の成果を披露した女性ほふく救出チーム

冠水歩行、豪雨を体験

相生市消防本部

相生市消防本部は6月9日、梅雨入りを前に集中豪雨の危険性を知ってもらうため、豪雨体験を実施しました。今回は、防災教育を行っている管内の相生市立矢野川中学校の生徒45人を迎え、当職員の考案・作成した「水流豪雨体験装置」を使い、豪雨の体験をしてもらいました。生徒たちは、装置の頭上から降り注ぐ時間雨量50mm相当の水を受け、さらに足もとには勢よく流れた水に足を捕られながら、冠水した道路を歩くなどの体験をするなど、豪雨の危険性を体で感じる貴重な経験をしました。



水流豪雨体験装置で豪雨体験をする生徒たち

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救助科 (第62期)

消防大学校では、救助業務に関する高度な知識及び技術を習得し、救助業務の教育指導者としての資質の向上を目的として、4月8日から6月3日までの57日間、救助科第62期を実施しました。本科の学生は、全国から選抜された高度な知識・技術の習得を目指す意欲旺盛な救助隊長、副隊長たち60名です。

座学では、災害現場における指導者としての判断能力を養成するため、最近の救助行政の動向や広域応援体制の仕組みを始め、最新の救助理論・救助技術に関する様々な知識の習得に努めました。さらに、卒業後においては、消防学校等から講師として要請されることも考えられることから、講義資料作成についての研究も実施しました。

実科訓練では、校内で編み構造ロープを使用した救助訓練や各種の災害対応訓練、多数傷病者対応訓練のほか、各班で訓練企画を行い、近隣消防本部の特別高度救助隊・高度救助隊を招へいして救助方法の比較検討を行う学生企画訓練を実施しました。学生企画訓練は、2日間で延べ350人以上の見学者が訪れるなど、本科に対する周囲の関心の高さを感じました。

校外では、海上災害防止センターでの消火技術の習得



総合想定訓練

を始め、震災対応訓練、航空会社の救難施設を使用した固定翼航空機の救難訓練、高度救助資機材取扱訓練、電車事故対策、山岳救助及び急流救助など多彩な訓練を実施しました。

入校中は、学生間で災害時の活動方法の検討や訓練方法等について日々熱心な意見交換が行われ、全国規模のネットワークを構築するとともに絆を育みました。

今後は、本科で培った知識・技術に更に磨きをかけ、若手の育成や様々な場面での活躍が期待されます。



高度救助資機材取扱訓練



海上災害防止センターでの消火訓練



危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース（第6回）

5月10日から5月14日までの5日間、消防大学校において、危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース（第6回・受講生50名）を開講しました。

本コースは、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の育成担当者を対象に、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

消防大学校の多くの課程の中でも、都道府県、市町村の行政職員と消防本部等の消防職員が席を並べて学び、共に寮生活を送る数少ないコースのひとつです。

カリキュラムの編成に当たっては、教育・指導技法、訓練手法等を教授するとともに、地域防災の問題点や課題等について研究させることを主眼としました。

第6回目となる今回は、自主防災組織の育成手法の修得として図上訓練（DIG）、災害シミュレーション（災害対応型ゲーム）等について学びました。

また、新潟県中越沖地震の際の自主防災活動で成果を上げ、防災まちづくり大賞でも総務大臣賞を受賞した地域の町内会長による体験談を踏まえた講義を始め、消防庁における防災行政の最新の動向や住民指導に視点をお



課題研究発表

いた話し方技法、教育技法について学びました。

課題研究では、一般行政職員と消防職員とのバランスを考慮して班編制を行い、班ごとに学生が日頃抱えている問題の中から、研究課題を決定し、その解決策について、熱心に日夜討議しました。最終的に問題解決の端緒が得られ大変有意義なものとなりました。

研修を終えた学生からは、「課題研究を通じて、それぞれの立場での問題点が把握でき、解決策の協議、検討を行えたことは大変有意義だった。」「消防機関と一般行政機関との連携の重要性についても認識が深まった。」との感想が寄せられ、さらには、「自主防災組織の指導についても、研修を通じて学ぶことができた訓練手法、指導要領を早速実践し、役立てていきたい。」などの声も聞かれました。

今後は、消防大学校で得た知識、技術を自主防災組織の育成の促進及び活性化を推進するうえで指導者として十分に発揮し、地域の安心・安全のために貢献されることを期待します。



図上訓練（DIG）



消防研究センターにおける製品火災原因調査

1. はじめに

消防研究センターは消防本部が実施する火災原因調査への支援を行っています。今回は、製品火災原因調査事例について紹介します。

2. 火災概要

- (1) 発生場所 神奈川県茅ヶ崎市
- (2) 出火年月 平成22年 5月
- (3) 火災概要 建物部分焼火災
- (4) 発生状況 無人の建物内で使用中の冷凍冷蔵庫付近から出火したもの

3. 調査対象物件及び支援に至る経緯

出火原因として、使用中であった冷凍冷蔵庫の可能性が考えられました。概要は以下のとおりです。

- (1) 製品名 冷凍冷蔵庫
- (2) 販売期間 昭和52年 9月から昭和53年 8月にかけて販売



写真1 焼損した冷凍冷蔵庫を見分している状況



写真2 冷凍冷蔵庫を分解し構成部品を見分している状況



写真3 焼損した冷凍冷蔵庫背面の状況

消防研究センターでは、本事案について茅ヶ崎市消防本部から「製品火災に係る報告について」（平成21年 4月14日付消防予第154号・消防技第16号・消防特第67号）に基づく報告を受けましたが、同本部から原因究明が困難として技術支援依頼を受け、同本部と連携して本件火災原因調査に臨むこととしました。

4. 調査概要

火災原因調査は、茅ヶ崎市消防本部職員が消防研究センターに出向し、製造事業者等の立会いを受け実施しました（写真1及び写真2）。

見分を進めると、冷凍冷蔵庫本体の底部から上方にかけて焼損している状況が認められました（写真3）。そこで、構成部品を分解するとともに、デジタルマイクロスコープ等の分析装置を活用して詳細に見分を行いました。

冷凍冷蔵庫底部にあるコンプレッサ付近を見分すると、始動リレーの構成部品に著しい溶融が認められたため、出火原因として同箇所での絶縁劣化により発熱し出火に至ったものと考えられました。絶縁劣化する要因として、販売期間から30年以上経過しているため経年使用によるものと推定されました。

5. 経年使用の家電製品の事故防止について

当該製造事業者等では、長期使用の家電製品に関する相談窓口を設けるとともにホームページや事故防止の普及啓発チラシの配布により、経年劣化による家電製品の事故防止を呼びかけています。

9月9日は救急の日

救急企画室

はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施され、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としてしています。この期間に、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催しています。

「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施に当たっては、次の事項に重点を置くものとしてしています。

- ① 救急法の普及啓発
- ② 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- ③ 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、総務大臣及び消防庁長官が表彰を行います。

(2) 「救急の日2010」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び日本救急医療財団の共催により9月9日(木)、10日(金)の2日間、六本木ヒルズテレビ朝日イベントスペース「UMU」において「救急の日2010」を開催します。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広く広報し、救急医療・救急業務に対する国民の皆様の理解と認識を深めていただくことを目的としています。今年度も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様により認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況を始め、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様への「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待します。

平成21年度救急の日イベント「救急の日2009」の様子



救急隊による活動演技



南明奈さんとのトークイベント

防災品の普及について

予防課

建物火災による死者の約9割は住宅火災によるものです。平成21年中の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）は1,023人であり、1日平均約3人の方が亡くなっていることになります。

平成18年6月（既存住宅は市町村条例で定める日）から、火災の発生を感知し知らせる住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられました。死者発生原因の約6割が逃げ遅れであり、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に覚知し、初期消火・通報・避難等の行動が素早く行えるようになります。

あわせて、火災の際に着火物となりやすいものを燃えにくい防災品とすることも効果的な対策です。住宅火災の死者のうち、着火物が判明しているものに限ると、寝具



布団燃焼実験（同時着火1時間経過の状況）



衣服（パジャマ）燃焼実験（同時着火1分経過の状況）

類及び衣類に着火した火災による死者数

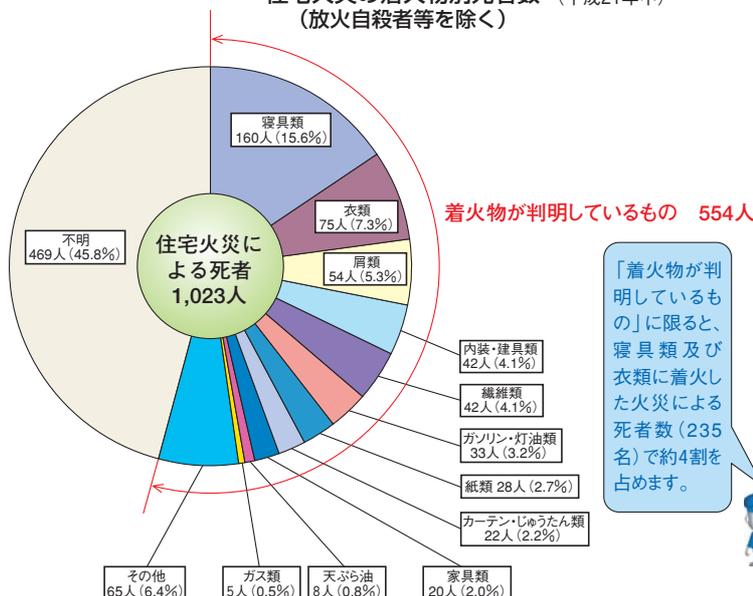
で約4割を占めます。

防災品には、火災の際に着火物となりやすいパジャマ、シャツ、エプロン、カーテン、布製のブラインド、じゅうたん、枕や布団などがありますが、たばこやライターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火するよう処理されています。

住宅火災の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は年々増加する傾向にあり、平成20・21年と連続で6割を超えています。防災品を使用することにより、高齢者や身体が不自由な方の避難時間を確保することができるだけでなく、着衣着火等の逃げ切れない火災による死者の発生を低減する効果が期待されます。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るためにも、住宅用火災警報器の設置と合わせて、防災品の使用に努めましょう。

住宅火災の着火物別死者数（平成21年中）
（放火自殺者等を除く）



事業所に対する消防団活動への理解と呼びかけ

防災課

地域防災の中核的存在である消防団員の約7割が被雇用者であるという現状から、消防庁では、事業所において勤務時間中の消防団活動への便宜や、従業員の入団促進など、事業所が消防団活動に協力することを、社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」(平成19年1月)を導入し、事業所の地域社会からの信頼性の向上及び事業所と地域社会の協力による地域防災体制の一層の充実を図っています。

各市町村の制度導入状況等

消防庁で実施したアンケート調査によると、平成22年4月1日現在、733市町村(全国の42.4%)で本制度を導入済みであり、そのうち430市町村が消防団協力事業所表示証を交付しています。また、全国で消防団協力事業所に認定された事業所数は5,300事業所となり、着実に増加しています。

地方公共団体の取組事例

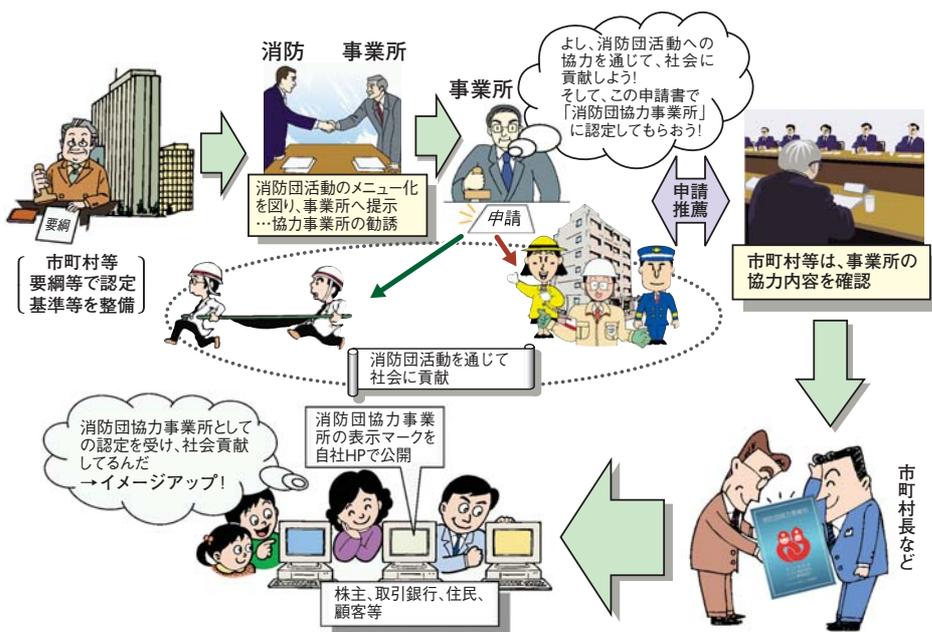
本制度を導入する市町村の割合が最も高い富山県(県内15市町村すべてが導入済)や長野県(県内77市町村すべてが導入済)では、消防団活動に協力している事業所等に対する建設工事等の入札参加資格に係る優遇措置や税制上の優遇措置を設けています。

このほかにも、多くの地方公共団体において様々な取組がなされています。



平成21年度総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付式の様子

「消防団協力事業所表示制度」イメージ図



総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付

消防庁においても、全国的に特に顕著な功績が認められる事業所を賞揚する「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度」を制定し、事業所との協力関係のより一層の推進を図っており、本年2月に総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付式を行いました。

消防庁としては、本制度が広く全国の市町村で導入されることにより、事業所と消防団との連携・協力が深まると考えています。

また、より一層効果を発揮するためには、全国のすべての市町村において本制度を早期に導入していただくことが望まれるところであり、本制度の導入を行っていない市町村においては、今年度中に制度を導入していただくとともに、認定事業所を増やしていただきたいと考えています。

本制度の導入を通じて消防団の活動環境が整備され、地域全体の防災体制の充実強化につながることを強く期待しているところです。

消防庁のHPでは消防団協力事業所について紹介しています。(http://www.fdma.go.jp/syobodan/)

また、消防庁では、個々の認定事業所の取組を消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」でも紹介しています。(https://twitter.com/FDMA_JAPAN)

原子力防災の取組等への理解の推進

特殊災害室

消防庁では、原子力施設における消防活動対策を中心とした防災対策に取り組んでいます。

特に、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所内変圧器火災（以下「東電変圧器火災」という。）を踏まえて、経済産業省原子力安全・保安院等関係機関と連携して、原子力施設等における消防活動対策の充実強化を図っており、本稿では、その概要について紹介します。

消防庁HP「防災・危機管理e-カレッジ」

消防庁では、消防庁HP「防災・危機管理e-カレッジ」(<http://www.e-college.fdma.go.jp/ippan.html>)において、一般の方向けに地震や風水害など災害について学習できるようにウェブコンテンツを提供しています。

その中で、原子力災害対策についても提供しており、放射性物質や放射線などの原子力災害の特徴や緊急時の放射線モニタリング、住民の避難・屋内退避、緊急被ばく医療などの、国や関係地方公共団体などの原子力防災機関が実施する防護対策について学習できるようになっています。



国の原子力総合防災訓練における消火訓練
(日本原子力発電株式会社東海第二発電所構内)

原子力施設等における消防体制の強化

平成19年度は、原子力施設等における消防活動上の事前対策や大規模地震時の消防活動上の留意点について、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル-地震対策編-」（平成20年2月作成）として新たにまとめ、これをもとに、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」（平成16年3月作成）の一部改訂を行い、平成20年度には、原子力施設の防火安全体制の充実強化を図るため、「原子力施設における消防訓練のあり方について」（平成21年2月）として取りまとめました。

また、平成21年度には、消防機関と原子力事業者との一層の連携を図るため、「原子力施設における実践的な現場指揮本部マニュアル」（平成21年12月）を作成しました。

これらの成果物は、原子力施設を立地する道府県消防防災部局、消防機関、原子力事業所などの原子力防災関係機関はもとより、各都道府県消防防災部局や消防本部へも配布し、消防体制の強化のため活用いただいています。

原子力発電所等における消防訓練の公開

平成21年12月に実施された日本原子力発電株式会社東海第二発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を始め、原子力発電所等立地道県等主催の原子力防災訓練において、自衛消防隊と公設消防との連携による消防訓練を実施し、報道機関等へも公開しています。

「深く学ぶ」の「原子力災害対策」をクリック

レッスン名	学習内容
● 放射線(放射線)の基礎知識	放射線とは何か、放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(2)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(3)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(4)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(5)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(6)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(7)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(8)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(9)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(10)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(11)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(12)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(13)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(14)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(15)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(16)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(17)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(18)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(19)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。
● 放射線(放射線)の基礎知識(20)	放射線の種類、放射線の測定、放射線の防護、放射線の影響などについて学びます。

6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第103号	平成22年6月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域 応援時の通信手段確保に関する対応策について（通知）
消防予第228号	平成22年6月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	未受検の泡消火薬剤の販売に関する対応について
消防予第229号	平成22年6月2日	社団法人 全国消防機器協会会長	消防庁予防課長	未受検の泡消火薬剤の販売に関する対応について
消防予第230号	平成22年6月2日	日本消防検定協会 理事長	消防庁予防課長	未受検の泡消火薬剤の販売に関する対応について
消防運第 44号	平成22年6月2日	各都道府県国民保護担当部局長 日本赤十字社国民保護担当課長	消防庁国民保護運用室長	「安否情報システムを利用した事務処理ガイドライ ン」の一部改正について（通知）
消防危第117号	平成22年6月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成21年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等 による事故状況について
消防情第119号	平成22年6月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	平成21年（1月～12月）における火災の状況（確定 値）について
消防予第246号	平成22年6月7日	社団法人 全国消防機器協会会長 日本消防検定協会 理事長 登録認定機関の長	消防庁予防課長	消防用設備等及び消防関係製品に関するリコール等 の報告等について（依頼）
消防予第260号	平成22年6月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏ま えた防火安全対策の徹底について
消防情第109号	平成22年6月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築指数について
消防危第123号	平成22年6月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「地域エネルギー供給拠点整備事業」に関する経済 産業省からの協力依頼について（情報提供）
消防応第186号	平成22年6月30日	東京消防庁・政令市消防本部 警防担当部長 緊急消防援助隊 代表消防機関 消防長	消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊動態情報システムの運用訓練の実施 について

消防庁人事

平成22年7月1日付

氏名	新	旧
岩崎 林太郎	総務課課長補佐（併任 総務省大臣官房秘書課課長補佐）	総務課主査 併任 総務省大臣官房秘書課主査
鷲頭 美央	総務課課長補佐（併任 総務省大臣官房秘書課課長補佐）	総務課主査 併任 総務省大臣官房秘書課主査

平成22年7月5日付

氏名	新	旧
菊地 信果夫	出向（総務省自治行政局市町村体制整備課へ）	総務課
中谷 明博	総務課 併任解除	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室 併任 総務課
辻川 和希	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課 応急対策室	総務省大臣官房秘書課

平成22年7月11日付

氏名	新	旧
鷲頭 美央	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（高知県総務 部政策企画課企画監（政策推進担当））	総務課課長補佐 併任 総務省大臣官房秘書課課長補佐

平成22年7月23日付

氏名	新	旧
細田 大造	出向（総務省大臣官房付へ）（内閣府沖縄振興局総務課 跡地利用促進室長） 併任解除	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課理 事官 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官
東 高士	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防 災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域 情報把握専門官	総務省大臣官房秘書課課長補佐